

社会福祉法人 新川会 事業計画

1 法人の目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業所を経営する。

- (1) 障がい者支援施設（施設入所、生活介護、短期入所、日中一時）の経営
四ツ葉園
- (2) 多機能型事業所（就労継続支援 B 型、生活介護、日中一時）の経営
つつじ苑
さつき苑
雷鳥苑
- (3) 就労継続支援 B 型事業所の経営
工房よつば
- (4) 相談支援事業所（一般相談支援、指定特定相談支援、指定障害児相談支援）の経営
新川会地域相談支援室
- (5) 共同生活援助事業所の経営
まえざわの家
かわはらだの家
つつみだにの家
第2つつみだにの家

2 基本理念

“ 明るい笑顔があふれるところ ”

利用者一人ひとりの思いは様々です。お一人ひとりの思いに真摯に心を傾けることから支援を始めます。そして、支援の過程の中で利用者・支援者共に相互のふれあいをおして心をかよわせ、共感し、学びあいながら人として成長し、自立への夢と希望を持ち続け、自分らしく生きることを実現したいと思えます。そのため、地域の人々に親しまれ、信頼される、開かれた施設づくりを実践します。

支援者の心構え

障がいのある人たちが、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が守られ、幸福な人生が享受できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは福祉職員としての倫理観と専門性を高め、自らの使命を誠実に実行しなければなりません。

- (1) 命の尊厳
私たちは、障がいを有する人たちの一人ひとりを、ともに生きる存在として共感し合い人間愛と奉仕の心で接します。
- (2) 人権の擁護
私たちは、障がいのある人たちに対する、あらゆる人権侵害をなくするために行動し、人として権利を守ります。
- (3) 個性の尊重
私たちは、障がいのある人たちの、自分らしい生き方を尊重し、その可能性を信じ

て支援にあたります。

(4) 社会への参加

私たちは、障がいのある人たちが、地域の構成員の一人として、自立した暮らしが選べるよう必要な福祉資源の充実と支援に努めます。

(5) 専門的支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を果たすために、常に研鑽を続け、障がいのある人たち一人ひとりが自分らしい暮らしを送れるよう支援します。

3 基本方針

基本理念を達成するため、次のとおり具体的な取り組みを行い、一人ひとりのニーズに即した一貫した支援の継続により、利用者の方が自分らしい生活を実現できるよう努めます。

(1) 「個別支援計画」に基づく支援

事前の「サービス等利用計画」と市町村の支給決定を受け、その上で、利用者の意向等により、重要事項説明書等、説明と同意の上、サービス利用の契約を行います。

サービス管理責任者の指導のもと、「個別支援計画」を策定し、目標の達成に努めるとともに、職員間の共通の理解と情報の共有を図り、事業所として適正で、一貫性のある支援ができるよう努めます。

「個別支援計画」の策定にあたっては、「サービス等利用計画」の他、利用者の人権、人格を尊重し、心身の状態、環境、家族の希望等、十分なアセスメントを行い、利用者の立場に立った具体的サービスの提供と支援に努めます。

「個別支援計画」について、利用者はもちろん、家族（保護者・後見人）に対する説明と同意に基づき支援を行うとともに、定期的に支援の見直しや改善を行い、支援の向上を目指します。

(2) サービスの質の向上

あらゆる場面、あらゆる機会をとおして、利用者の思いに真摯に向き合うとともに保護者の希望にも適切に対応できる信頼関係を築きます。

ボランティアや施設実習生、関係機関等の外部の意見や批判等についても真摯に受け止め、サービスの向上に努めます。

事故及び「ヒヤリハット」報告について、検証を行い、経験と教訓を蓄積することによって、支援体制や方法を改善します。

(3) 人権の擁護

事業所における、人権侵害、虐待が生じることのないよう、あらゆる機会を捉え、具体的事例について相互に意見を交わし、常に利用者主体の開かれた事業所運営を行います。

(4) 職員の資質の向上

法人の基本理念について、その重要性について職員自らが自覚し、職員がこの基本理念に基づいた社会福祉事業の推進を図れるよう資質の向上に努めます。

年間研修計画に基づいて、内外の研修に積極的に参加し、福祉職員としての倫理観や、専門的な知識の習得等、そのレベルアップを図ります。

事業の実施に必要な各種の資格の取得及び受講等に関して、積極的且つ計画的に支援します。

(5) 実習生の受け入れ

将来、福祉職場を目指す実習生に、施設の役割や仕事の内容について、体験し学習する機会を提供し、将来の福祉人材の育成を図ります。

(6) ボランティアの受け入れと地域交流

地域の福祉・教育及び各分野の団体・個人のボランティアを積極的に受け入れ、障がい者への理解、施設への理解を広めます。また、ボランティアから得られる様々な意見、情報を施設の事業の活性化に活かしていきます。

利用者の地域奉仕活動を工夫し、障がい者の社会的参加と交流の機会を広げます。

(7) 法人の組織、運営体制及び年間行事計画等

別紙のとおり

4 令和3年度重点目標

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策の継続

(2) サービスの質の向上を図りながら、仕事の効率化と働きやすい職場環境の改善に努めます。(継続)

諸規則、諸規定の見直しと修正、運用の適正化等

(3) 加齢化・高齢化、重複障害、行動障害等利用者のニーズの多様化に応じた支援内容や方法を整理し、支援体制の拡充・強化を図ります。

(4) 受託作業に対する自主製品の収入割合を増やし、工賃向上を目指します。

農福連携 自主製品の開発

(5) 専門職としての知識とスキル向上のための研修、自己啓発を奨励し、各種加算の取得増を図る。(継続)

資格(社会福祉士、介護福祉士等)、資格認定講習(行動援護等)

(6) 地域における関係機関との連携を図りながら、法人の社会貢献として、社会的使命と役割を果たすよう努めます。(地域生活支援拠点 コーディネーターの配置)

(7) 創立 30 周年に向けての準備(継続)

(8) 通所施設の設備改修整備

雷鳥苑・つつじ苑

四ツ葉園 事業計画

1 基本方針

家族と離れて生活している利用者の方に安全安心な環境を提供し、ひとりひとりが目標に向かって過ごせますよう支援します。

- (1) 利用者一人ひとりの可能性や長所に焦点をあて、ライフステージに見合った利用者主体の支援に取り組みます。
- (2) 生活環境が安全、快適であるための配慮を行い、日々改善の視点を持ち、施設環境の向上を目指します。
- (3) 日中活動の充実や満足できる内容の提供に取り組み、意欲の向上を図ります。
- (4) 社会的自立に向けて、一人ひとりに合わせた個別的な配慮に努めます。
- (5) 地域、利用者とのふれあいを通して障害への理解を深めるとともに施設での取り組みについて発信し、地域にひらかれた施設を目指します。
- (6) 職員は、利用者との適切な関係を図り、サービスの質の向上と支援者としての資質の向上に日々努めます。

2 支援計画と内容

支援の質的向上を目指すと共に、コロナ禍のなかでも新たな視点を持ち創意工夫を重ねて利用者の想いを実現できる支援を目指せるよう次の2点に重点を置きます。ひとつ目は生活介護のなかで「リハビリ的日中活動」「文化的日中活動」を意識したサービスを提供します。ふたつ目は、園を利用しての生活がより充実できるようアセスメントの見直しを行い、支援内容の標準化を明確化します。

(1) 施設入所支援

自己実現が満たされることを利用者と職員が一緒に目指し、生活の主体者であることを実感できるように支援します。

生活環境

感染症対策を継続し衛生的な環境、施設全体が家庭的な雰囲気作りに取り組み、精神活動が円滑に進むような生活空間作りの視点を持ち、環境向上に努めます。

保健・給食

感染症対策を継続し日頃から、嘔吐、発熱、下痢等に対する健康観察と情報共有を行い感染の蔓延予防に努めます。

給食の適温提供にむけ、検討を重ねていきます。また、食事場面では日頃から、咽るなど誤嚥の初期症状への気づき、個々に応じた食事支援に努めます。

余暇支援

教室活動、クラブ活動のほかにも、利用者の希望や個性に応じて余暇活動や社会体験の具体的内容を個別支援計画に明記し、余暇の充実と関係性の向上に取り組みます。

安心・安全な暮らし

法定の火災を想定し避難訓練(災害時訓練を含む)を年2回実施。土砂災害、無届外出、不審者対応のマニュアルを年1回読み合わせ、課題を見出しマニュアルの点検を行います。

リスクマネジメント

事故はもちろん「ひやりはっと」ケースの情報提供に組織で取り組み、毎月の支援課会議やケース会議で事案を振り返り、支援体制や方法の改善に取り組みます。

(2) 生活介護

日中活動を行うことで生活のリズムを整え、季節を感じ日々を大切にしていけるよう、メリハリを意識した創意工夫された日課の提供に努めます。

作業グループ

生産的活動を通して地域社会との繋がりを実感できることを目的に、工芸班、手芸班での活動を支援します。併せてR4年度にハウスキーピングを主とする班が活動開始できるよう準備期間とします。

療育グループ

身体健康保持、心の健康保持を目的に、やまびこ班、ほのぼの班、あすなる班での活動を支援します。これまでの調査を受け一人ひとりの興味や強みの部分を検証し効果的な援助ができるように努めながら、新たなデータを積み重ねていきます。

日中活動の質の向上

作業療法士、音楽療法士による訪問指導や、専門講師と共に行う各教室を継続し、満足度が高まる活動を目指して取り組みます。

通り活動の充実を図る為「元気活動」として心身ともに元気アップを目指した活動を取り入れます。

(3) 職員資質の向上・人材育成

毎月の支援課会議に加え、グループワーク等、職員同士が様々な角度から意見を出し合える話し合いの場を年2回設け、利用者支援の見直しや改善に取り組みます。専門職に対する意識とケースワークスキルの向上を目指し、研修内容を計画的かつ希望を募り積極的な参加に努めます。

アクションプログラムを活用した意識向上、行動力向上に努めます。

「アセスメント表の見直し」「整理整頓からすすめる安全確保と効率化」

3 その他

人材確保

人材確保が困難な時代ですが、従来同様、施設で働く喜びややりがいを実習生に伝える機会を設けます。福祉に関心がある、目指している方の養成機関(学校)へ出向き先輩職員から福祉の魅力を語る機会を設けられるよう働きかけます。

30周年記念

令和3年11月の30周年に向けて記念誌の作成に取り組みます。また、手作り冊子として「私の願い、みんなの願い」を利用者と共に10月の園祭までに作成します。保護者会とは、「30周年記念親子会食」を実施します。

地域交流行事(納涼祭・園祭)

納涼祭(日中開催) 園祭ともにコロナ感染症対策を行い、招待者は保護者のみとして実施します。ボランティア活動については、お互いに安心安全に活動できる内容を地区社協など関係機関とも相談します。(例 小人数でのカフェボランティア 季節ごとに年4回)

地域生活相談室 事業計画

1 基本方針

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、意志及び人格を尊重し、適切な相談支援を行います。その際、関係機関との連携を図り、障がい者・児とその家族に寄り添った支援に努めます。

- (1) 指定一般相談支援事業（県指定）
- (2) 指定障害児相談支援事業（市町村指定）
- (3) 指定特定相談支援事業（市町村指定）
- (4) 障害児等療育支援事業（県委託事業）
- (5) 地域生活支援拠点（市町村委託）

2 相談支援の内容

(1) 指定一般相談支援事業

生活相談

訪問、外来及び電話・メールによる相談支援

就労相談

障がい者雇用制度の利用等ハローワークと連携した就労支援

行政手続等の支援

障害手帳、障害年金等の申請

権利擁護

成年後見の手続、日常生活自立支援事業

地域移行支援

入所施設及び病院の長期入所者及び入院者の地域移行の計画と住居の確保等

地域生活に移行するための相談・支援

地域定着支援

単身等で生活する障がい者に対し、緊急訪問や相談等に応じ、常時の見守り等を行い地域生活の継続を支援

(2) 指定障害児相談支援事業

障害児相談支援

・サービス等利用計画（案）の作成と連絡・調整

・継続サービス利用支援（モニタリング）

サービス担当者会議

・サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整

進路支援

就学や就業に向けての移行がスムーズに行えるよう、相談や関係機関と連携

その他、(1) ~

(3) 指定特定相談支援事業

計画相談支援

・サービス等利用計画（案）の作成と連絡・調整

- ・継続サービス利用支援（モニタリング）の実施によるきめ細やかな相談支援サービス担当者会議
 - ・サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整
病院や居宅介護事業所、教育機関等との連携と情報共有
行動障害等への専門性の高い支援の実施体制作り
介護保険へのスムーズな移行に向けた連携
その他、（１）～
- （４）障害児等療育支援事業
訪問療育等支援事業
外来療育支援事業
施設支援療育等支援事業 ミュージック・ケアやレクリエーション指導等
- （５）地域生活支援拠点（コーディネーターの配置）
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供を構築するもの
相談
緊急時の受け入れ対応
体験の機会・場
専門的人材の確保・養成
地域の体制作り
- 3 関係機関との連携と地域福祉ネットワークの構築
- （１）関係機関との連携を図りながら、障がい者の多様なニーズに向き合い、個々の障がい者・児とその家族に寄り添った支援
サービス等利用計画作成にあわせたサービス担当者会議の実施
処遇困難事例に対するケア会議等の実施
地域のサービス提供事業所とのサービス調整会議の開催
医療的ケア児支援機関会議の開催
- （２）地域自立支援協議会への参画
関係機関及び事業所の連携
相談支援事業所間の連携と協議の場
処遇困難事例に関する協議
地域福祉計画等ニーズの把握と改善
地域生活支援拠点整備に向けた関係機関との役割分担
多様化するニーズに対し、関係機関や地域のサービス事業所間の連携
- 4 多様なニーズに対応するための相談支援専門員のスキル向上
相談室定例ミーティングの実施によるケースの共有
富山県相談支援専門員協会等の研修会の参加
相談支援業務を担う人材育成

新川会グループホーム 事業計画

1 基本方針

就労または就労継続支援などのサービスを利用している知的障がい者であって、地域生活を営む上で一定の日常生活の援助が必要なものを対象として支援を行います。

- (1) 暮らしのリズムを保ち、健康な暮らしの継続に努めるとともに、身辺や社会生活面での未自立の部分を補いながら社会人としての成長を見守ります。
- (2) 日々の暮らしの中で一人ひとりの気持ちに寄り添い、体調管理や対人関係等の不安や悩みに応える等、コミュニケーション能力の向上に努めます。
- (3) 共同生活をとおして一人ひとりが地域での生活の仕方を学び、社会人としての意欲と自信を育むよう支援します。また、休日や余暇の過ごし方について集団的、個別的に対応した内容を提供します。
- (4) 利用者が充実した日々が過ごせるよう、就労先や日中活動事業所と連携します。また、利用者の心の支えとして家族との絆を大切にした支援を心がけます。
- (5) 新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、地域の福祉イベント等に参画し、住民とのふれあいをとおして障がいへの理解を深めます。

2 支援の領域と内容

(1) 安全・安心と健康

避難・防災訓練と建物/設備の点検（法定点検等） 消防法等
感染症の予防
医療管理と指導
生活習慣病の治療と予防及び服薬管理
受診・通院及び静養
高齢期を迎えた利用者への日常生活支援

(2) 身辺生活スキルの向上

規則正しい生活と清潔な生活習慣の継続
私物の管理及び衣類・日用品の整理・整頓
洗濯及び清掃 当番・係、個別

(3) 社会的生活の支援

共同生活のルールとマナー
金銭の使用（ショッピング）及び金銭管理（小遣い帳）
公共の場でのルールとマナーの習得
余暇の支援

(4) 就労（会社）及び通所サービス事業所との連絡・調整

就労状況の把握（意見・要望）及び医療的対応（通院、病欠、静養）
日中活動サービス事業所とグループホームの情報の共有と適正な対処。

(5) P D C A サイクルを大切にしたサービス提供のプロセス

本人及び家族のニーズの確認
6ヶ月に1度のモニタリングの実施

3 ホームの管理・運営

(1) 定例打合会の実施(各ホーム毎月末)

月間の勤務、日程・行事の確認

食費(食材費)、小遣いの授受

利用者間の対人関係についての理解と統一的な対応

(2) 世話人の研修の実施

ホームでの個々の利用者の言動について、一緒に考え、適切なアドバイスを行い、入所者に対する理解とスキルアップを図ります。

先進施設の訪問等をとおして学びの機会を設けます。

障がい者虐待防止や権利擁護についての研修会に積極的に参加します。

4 ホームのバックアップ体制

(1) 生活支援員による休日の支援

利用者の昼食の提供

生活支援員による簡単な調理の仕方について指導

生活の知識と技能の伝授

寝具、衣類の手入れ等

余暇の過ごし方 晴天時 雨天時のメニュー

・個人又は小グループでの特技や趣味の指導と材料等の手配

・散歩や運動及び外食

・園芸、環境美化・整備

(2) 食事・健康に関する助言・指導

栄養士による献立・調理等の助言・指導

看護師による検診結果等についての助言・指導

5 その他

(1) 高齢化する入居者の心身の状況に応じて、介護保険サービス等を組み合わせて生きがいをもって余生を過ごすことができるよう支援を行います。

(2) アパートの単身生活など自立した生活に向けて、ステップアップできるよう取り組みます。

(3) 新型コロナウイルスの感染状況にもよるが、法人設立30周年記念として全グループホームでの昼食会を実施したいと考えています。

雷鳥苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障害の状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味をみだし個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画に基づいて、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、目標達成に向けて本人に寄り添った支援に努めます。

従来の支援は継続して行い、今年度は下記の事項を重点課題として支援を行います。

(1) 生活介護

日中活動の中で様々な活動を提供し、興味を引き出し意欲と自信を育みます。また体動かす機会を積極的に取り入れ、楽しく充実した1日が過ごせるよう支援します。

リサイクル活動を中心に受託作業や創作的な活動に取り組みます。また小グループでの散歩やトランポリン運動を取り入れ、身体を動かす機会を多く作ります。

畑作業では、ラベンダーの摘み取り、ニンニクや唐辛子の収穫などにも積極的に参加し、利用者が主体的に動ける場面を増やし、働く楽しさを感じられるよう努めます。

安全安心に活動できる環境づくりに努めます。感染症対策を行ない、おやつ作りや音楽療法は継続して取り組みます。

(2) 就労継続支援(B型)

自立した日常生活や社会生活を送れるよう、生産活動を通して知識及び能力の向上にむけて利用者と一緒に仕事に取り組み支援します。

畑作業では、耕うん、畝づくり、タネ植え 収穫、加工などのそれぞれの工程を利用者が理解し積極的に活動に参加できるよう支援します。ニンニクや唐辛子を使用した加工品を増やし販売につなげる。

ラベンダー栽培では、水はけや畝間などの栽培方法を見直し、継続的な苗の育成に取り組みます。

受託作業では、マスクの着用、手指衛生を徹底し、感染症対策を意識して取り組みめるよう支援します。

3 その他

(1) 職員資質の向上・人材育成

法人内外での研修等に積極的に参加し自己研鑽に努め、利用者支援の向上を目指します。

研修内容を職員間で報告することで共通理解に努めます。

毎日の打合せでは情報共有を確実にいき、より良い利用者支援に繋がられるよう努めます。

毎月のケース会議では、様々な視点から意見や疑問などに話し合いができるよう取り組みます。

(2) 実習生の受け入れ

福祉、障がい者への理解と人材育成を視野に入れ体験学習の場を提供します。

(3) 感染症対策

登苑後の体温測定、苑内および送迎車内の消毒等を実施し、感染防止に努めます。また日々の健康観察等で早期に体調不良への気づきや保護者への感染症情報の提供を実施し、施設内感染を防ぎます。

(4) アクションプログラムによる職員の意識向上と目標達成にむけた行動計画に取り組みます。

「収穫野菜の商品開発」唐辛子の種類を増やした加工品づくり

「健康な体づくり」 運動量を表にし、楽しみながら運動に参加する

さつき苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障害の状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身辺生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

一人ひとりが必要としている支援やニーズを組み入れた個別支援計画の中で、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

従来の支援は継続して行い、今年度は下記の事項を重点課題として支援を行います。

(1) 生活介護(定員 18 名)

多様なニーズに対応できるよう、健康面に配慮し、運動や体力づくり、創作活動を取り入れた日課の中で活動に参加できるよう支援します。家庭との連携を大切に、生活の中で身辺処理の自立に向けた援助を行うことで生活スキルの定着をめざします。

新規利用者 3 名を含め、活動グループの見直しと構造化を図り、穏やかな生活が過ごせるよう支援します。

戸外での活動(畑作業や散歩等)を充実させ、生活のリズムと心身の健康を保てるよう支援します。

木工製品やラベンダーの花取り、ひのき(入浴雑貨)の袋詰め等、販売に向け目標を持った製品づくりに取り組みます。

(2) 就労継続支援(B型)(定員 20 名)

やりがいや働くことの喜びを感じながら、働くことに必要な知識やマナーが身につくよう、生活及び、作業場面で一人ひとりに応じた支援を行います。

自家栽培のとうき、ラベンダーを使用し、入浴雑貨を制作して安定した収入をめざします。また、受託作業の一環であるトウキと芍薬の加工においても、丁寧な作業を確認しながら継続した受注につなげます。

さつまいもを栽培し、購入した焼き芋機で作成した「干し芋」や「さつまいもパウダー」の製品化をめざします。

リテーナ作業においても、動線や利用者の配置を配慮した流れをつくり、正確な作業とスムーズに取り組める環境をつくります。

(3) その他

職員の資質向上

情報共有を行いながら、チームとして行動できる人材を育成する。人権擁護と虐待防止の意識を高め、リスクマネジメントの構築を図り利用者主体のサービスを提供します。

強度行動障害

強度行動障害を有する利用者に対し、実践研修を修了した職員が適切な支援計画を作成し、根拠のあるアプローチや支援を行います。

地域との連携

地域行事への参加をとおして地域とのかかわりを深めていきます。サービスのニーズを把握し、事業所として地域に貢献できるようつなげていきます。(休日の営業等)

感染症対策の徹底

職員及び利用者の検温、消毒、マスクの着用と、施設内や送迎車の消毒、換気等、「3つの密」を避ける取組を行い感染予防の徹底に努めます。

アクションプログラムへの取り組み

行動目標や取り組む課題を明確にし、職員全体で共有することでよりよい利用者サービスを提供します。

「食品加工場の稼働率を30%にする(課題)」

「季節に応じた装飾やゲームを取り入れ、利用者の楽しむ時間を増やす(課題)」

つつじ苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身辺生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画に基づき、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

従来の支援を行いながら今年度は、下記の事項を重点課題として支援を行ってまいります。

(1) 生活介護

日中活動の中で一人ひとりの役割を設け責任感を養うとともに楽しく充実して過ごせるようにします。

前年度に引き続き紙粘土や和紙を使用してだるまや干支の置物の作品作り、再生紙を利用して器作り、紙版画に取り組み感性や能力を引き出すと共に銀行や公共施設での作品展示を通じて広く地域の方につつじ苑のことを知ってもらえるように努めます。

ブルーベリー栽培や畑作に取り組み季節を感じ屋外で身体を使って働く喜びを知ってもらうように努めます。

プランターを利用した野菜作り(ミニトマト、きゅうり、なすび)を行い、収穫物を調理して味わう。

サンフーズの広告封入作業を800部から1,000部に増やす。生活介護利用者に冬の賞与としてひとり1,000円を支給する。

(2) 就労継続支援(B型)

自分で考え行動できるようにまた就労や自立した生活に向けて知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

受託作業を取り組み、作業方法や技術を身につくように支援します。

就労に必要な知識、マナーや技術の形成に取り組み関係機関と連携し一般就労につながります。

ブルーベリー栽培や畑作に取り組み、季節を感じ屋外で身体を使って働く喜び

を知ってもらうように努めます。

新川障がい者就労・生活支援センターと連携し就労に向けての勉強会やつつじ苑から企業への一般就労や就労継続支援 A 型へ移行した元利用者からの実際の就労について話を聞く機会を設けます。

滑川市のチューリップ球根農家から委託を受け掘り起こした球根袋詰め作業を行っていきます。収入の確保はもとより商品にはならない球根を利用してチューリップ栽培を行い鉢植えや切り花にして付近の幼稚園や保育所などへプレゼントすることも計画しています。

3 その他

ブルーベリー農園での作業とブルーベリーの商品開発について

年間を通して定期的にブルーベリーの栽培について園主から学ぶとともに作業を通じて地域の方と交流する機会を設けます。3年度、ブルーベリー栽培の本数を40本追加し約250本に増やします。

3年度は約40kgの収穫量を予定しており、収穫からジャム加工まで工房よつばと連携してさつき苑加工場を使用してジャム加工を行っていきます。

どんどん焼きのイベントでの販売

令和3年度においても新型コロナウイルス感染予防対策を行い、新川会各事業所行事や出張販売等の実施を計画しています。(販売実績：R1年高岡市ファクトリーかたかごの夏祭り、H30～R1富山県立富山商業高等学校「TOMI SHOP」)

アセスメント力の向上

各利用者の性格、特性、苦手なこと、強み等を日頃の状況をつぶさにみてつつじ苑全体で情報を共有し合い具体的な支援策を講じ安心してすごせる場を提供していく体制を整備します。

アクションプログラムについて

令和3年度も利用者、職員双方が成長できる場として年3回の勉強会(詳細について話し合い中)を行っていきます。また、強度行動障害への理解を深められるように年6回以上のケースカンファレンスを開催し「当事者のおもい」や「行動」「エピソード」について共有し支援策を講じてみんなが安心して過ごせる環境になるように努めます。テーマは「勉強会(生活・仕事・余暇について)」と「強度行動障害の理解と支援策の実践」を予定しています。

避難確保計画の策定について

災害等(水害)が発生したときに利用者が円滑にかつ迅速に避難できるように避難確保計画の策定に取り組みます。

新型コロナウイルス感染予防対策

毎日の検温の実施、日中活動や食事の際など日ごろから利用者の健康の状態や変化の有無に留意します。障害特性により、体調の変化を自発的に伝えることが難しい場合も想定され、普段接している職員の気づきも非常に重要であることから、積極的に職員間の情報交換に努めます。新型コロナウイルス感染症に関する最新情報(感染状況、政府や自治体の動向等)を収集し、緊急の対応が必要な場合は、スピード感を持って対応します。

工房よつば 事業計画

1 基本方針

地域に在住する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見だし個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身辺自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

就労継続支援(B型)

一人ひとりの人格を尊重し、環境や希望など十分なアセスメントを行い、個別支援計画に基づいた具体的なサービスの提供に努めます。

生産活動とその他の活動の場を提供するとともに年齢や心身の状態に配慮された活動を提供し、定期的に支援内容の見直しを行いサービスの質の向上に努めます。

内容

- ・自主製品
 - ・入浴用雑貨(よもぎ風呂)の製作
より品質の良いものの製作を安定的に行うことにより仕事への自信や責任に繋げていきます。
 - ・よもぎを使用した製品開発
よもぎオイルや染物のよもぎ製品の種類拡大を行います。
 - ・新川会 他事業所との連携
他事業所と連携しラベンダーの栽培や、加工食品の製品化を実施することで利用者の経験の場を広げ、新川会の発展に役割を見出すことでより達成感に繋がります。
 - ・野菜の栽培
花苗の栽培を継続して行い、作業の定着化を図ります。また、原木椎茸や季節の野菜の栽培と販売を行い、作業技術の習得を行い、収穫時期には皆で収穫の喜びを共に味わいます。また、新規導入した機材の活用を行い乾燥や粉末加工を行い、地域に求められる製品作りを行います。
- ・受託作業
 - ・ダイキャストのゲートカット
 - ・入浴セット等の袋詰め
 - ・カレンダー巻き・官公庁からの受注作業他

- ・就労支援 ・必要な知識や技術の習得、見学・実習先の開拓

- ・社会生活支援 ・おやつ作りや野菜の収穫時期に調理して味わう場を設けます。
- ・感染症対策のもと少人数での外出の機会を持ち、社会生活マナーの実践の場や学びの場を継続して実施します。
- ・毎月の工賃支払日にコーヒータイムを設け、お互いに慰労の思いを持ち日頃の仕事に励めるような時間を作ります。

3 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止策

毎日の健康観察と検温の実施を行い、体調不良の早期発見と予防に努めます。又、職員の体調管理と消毒等の事業所の衛生管理など感染症対策を継続して行います。

(2) アクションプログラムの実施

2年度に引き続き「利用者の思いを聴く」をテーマに、継続した自治勉強会（テーマを話し合い中）を3回開催し、昨年度の実施を活かし、全員が自分の思いを発言できるような進捗と、意識の継続ができるよう職員全体で働きかけを行います。

「野菜の加工品の製品化」をテーマに収穫した野菜を余すことなく使用し、乾燥や粉末など加工を行い、今年度中に2品目の製品化を行います。